

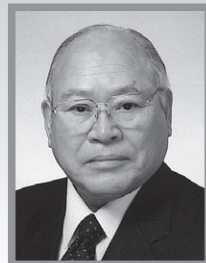
追悼

故 阿部三郎 会員 (6 期)

2010 年 9 月 8 日逝去・84 歳

1984 年度東京弁護士会会長

1992・1993 年度日本弁護士連合会会長



阿部三郎先生を偲んで

会員 柳瀬 康治 (21 期)

阿部三郎先生が平成 22 年 9 月 8 日逝去されました。謹んで、ご冥福をお祈り致します。

先生は、わが国の法曹界、弁護士会の発展に大きな寄与をなされ、斯界に大きな足跡を残されました。私が、その追悼文を本誌に載せる任に堪えるか、自信のないところですが、編集者からのご依頼もあり、先生より薫陶を受けた門下生の一人として、先生の思い出などを記させていただきます。

先生は大正 15 年 7 月宮城県牡鹿郡女川町にお生まれになり、昭和 25 年中央大学法学部を卒業、翌 26 年に司法試験に合格 (第六期)、修習終了後 29 年 4 月に東京弁護士会に弁護士登録をなさいました。故堂野達也先生の事務所に入り、二一会に入会されました。先生の弁護士会活動は、そのときから始まったわけですが、めざましい活躍で、東京弁護士会では副会長 (昭和 45 年度)、会長 (昭和 59 年度)、日弁連では事務総長 (昭和 54 年度)、副会長 (昭和 60 年度)、会長 (平成 4、5 年度) の要職に就かれました。

私は、昭和 44 年に弁護士になり、阿部事務所に入所し、爾来、42 年間は先生とご一緒にいくつもの事件をさせていただきました。先生のお仕事ぶり、そこに見えるお人柄は、信念の人であり、決断したことは断固やり通す人でした。そのために、構想を練り、その実現のための方法を考え、これを実行に移すことのできる実務の人でもありました。

先生最後の大仕事となった、オウム真理教の破産事件でも、その構想力と強力な実行力がみごと

に発揮されました。管財業務を遂行するなかで、現行破産法では困難な事柄を解決するために、国の債権を劣後債権とする法律、オウム信者名義の不動産等の財産を宗教法人の所有と見なす法律、被害者に対する国の補償に関する法律など三つの法律が先生を中心とした働きかけで、制定されました。

先生の構想力と実行力がなければ、到底実現できず、また、あの何から何まで規格外れの破産事件の管財業務も遂行できなかったと思います。

こうした先生の構想力と実行力の源泉はたぐいまれなる能力ではありますが、それ以上に、阿部先生の「人権を守る、弱者を救う」という強烈な弁護士魂にあったと思います。先生は、ご自身の著書で「弁護士法第 1 条を訴え続けてきた行動原理に基づく弁護士人生」といっておられます。先生が、先頭にたって、弁護士会が取り組んだ売血廃止運動や犯罪被害者の補償制度の創設運動もそうした先生の弁護士魂が原動力であったと思います。

私たちは門下生としてこうした先生の仕事に臨む、大きな、そして厳しい姿をいつも、同業の師として尊敬をしておりました。一方、普段、身近に接する先生は、本当に優しい慈父のような、誰からも慕われる先生でした。

先生や事務所の仲間と夏休みに東北地方の寒村を廻り、法律相談会を開いたりした、懐かしい思い出が今、走馬燈のように思い出され、日に日に先生のご逝去の悲しみが増すこの頃です。